

プレジャーボートのマナーアップ

「三重県モーターボート及びヨット事故防止条例」をご存知ですか？

モーターボート・ヨット・水上バイク等による、次のような行為は、禁止されています。

- ◎ 遊泳者・作業中の海女・操業中の漁船や漁具（定置されていないもの）から200メートル以内の区域での操縦
- ◎ 養殖施設（いかだ）・定置されている漁具（定置網など）から100メートル以内の区域での操縦
- ◎ 酒酔い等による操縦

養殖施設

遊泳者



200m

100m

海女さん



200m

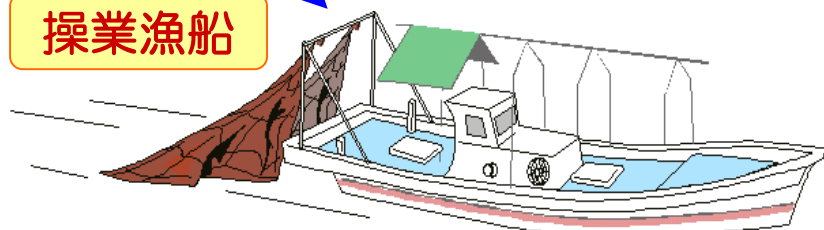
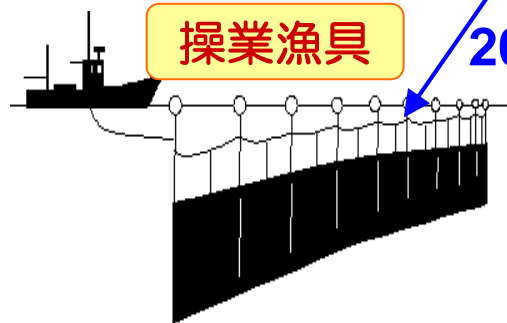
ヨット
モーターボート
水上バイク

200m

200m

操業漁具

操業漁船



安全運航のチェックポイント

出航前点検を行なっていますか？

- ◎燃料欠乏、電圧不足による航行不能が多発
 - ・燃料消費量の把握、電装機器の多用に注意
- ◎冷却水系統の異常によるエンジントラブルが多発
 - ・ゴム製部品等の定期交換の励行
- ◎無謀な運航による海難が多発
 - ・気象状況の把握、水路調査の実施

航行中は、しっかり見張り！

- ◎見張り不十分による海難が多発しています！
 - ・広く見る・遠くまで見る・後方も見る
 - ・相対する船の方向を確認
 - ・継続して監視する
 - ・錨泊中も見張りは必要



大切な命！自分で守る

- ◎自己救命策3つの基本
 - ・ライフジャケットの常時着用
 - ・通信手段の確保
- あ(携帯電話は、防水パックに)
- ・海のもしもは「118番」！

あ



鳥羽海上保安部浜島分室

志摩市観光商工課